

防府市スポーツ推進計画策定庁内委員会設置要綱

令和6年5月24日制定

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づきスポーツの推進に関する計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市スポーツ推進計画策定庁内委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画に必要な事項

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員長は文化スポーツ観光交流部次長をもって充て、副委員長はスポーツ振興課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は庁内委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、スポーツ推進計画の策定が終了した時までとする。

(会議)

第6条 庁内委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

- 2 庁内委員会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 庁内委員会の事務局は、文化スポーツ観光交流部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、

委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

別表（第3条関係）

防府市スポーツ推進計画策定庁内委員会名簿

区 分	職 名
委 員 長	文化スポーツ観光交流 部 次 長
副 委 員 長	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
委 員	観 光 振 興 課 長
委 員	競 輪 局 長
委 員	福 祉 総 務 課 長
委 員	高 齢 福 祉 課 長
委 員	障 害 福 祉 課 長
委 員	子 育 て 推 進 課 長
委 員	健 康 増 進 課 長
委 員	教 育 総 務 課 長
委 員	学 校 教 育 課 長
委 員	生 涯 学 習 課 長